

○財務省告示第三十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年一月二十日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川昭一

- 一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百四十  
三回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の  
方法 各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。



